

社会福祉法人和光市社会福祉協議会
地域福祉ボランティア活動助成金交付要綱

制定 平成 28 年 4 月 1 日 要綱第 4 号
改正 令和 2 年 4 月 1 日 要綱第 2 号
改正 令和 5 年 4 月 1 日 要綱第 1 号

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人和光市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が社会参加活動を進めるボランティア活動の振興を図るため、地域福祉ボランティア活動を行うボランティア団体並びにボランティア推進に関する事業に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第 2 条 ボランティア活動助成金の対象は、会則及び事業計画及び予算が整備され、事業実施体制が整っており、次の各号に掲げる要件を満たすグループ、または事業とする。

(1) ボランティアグループ

①和光市ボランティアセンターに 1 年以上登録し、和光市内に活動の拠点を有し、地域住民を対象として地域福祉活動に 1 年以上の活動実績のあるボランティアグループとする。

②和光市内に新規にボランティアグループを立ち上げる時及び発足して 1 年以内のボランティア活動を推進する目的のグループ、またはボランティアセンターの登録が 1 年未満のグループとする（新規グループ）。

(2) ボランティア連絡会

①和光市ボランティアセンター及びボランティア団体間の連携を通じ、顔の見える関係作りと団体相互の親睦・交流を図ることにより、ボランティア活動の一層の発展と活性化、資質向上、協力体制の強化を図り、ネットワーク化の推進による地域福祉の増進に寄与することを目的とする組織とする。

(3) ボランティア推進に関する事業

①和光市ボランティア連絡会に 1 年以上登録する団体が実施するボランティア活動等の質の向上を図り、広く市民を対象とする事業とする。

(助成の対象となる事業及び期間等)

第 3 条 この要綱による助成額及び対象経費は、直接的にボランティア活動に必要な経費とし、別表のとおりとする。また、次の経費は対象外とする。

(1) 営利を目的とする活動に関わる経費

(2) グループ内のみを対象とする飲食、親睦やレクリエーションに関わる経費

(3) 公共交通機関利用を除く、領収証の発行されない経費

2 助成の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、地域福祉ボランティア活動助成金交付申請書(様式第1号。)または、地域福祉ボランティア活動事業助成金申請書(様式第1号-2。)を、社協会長に提出するものとする。

2 申請書の提出期限は、毎年5月末日までとする。ただし、社協会長が特に認める場合はこの限りではない。

3 社協会長は、第一項に規定する申請書を受理した時は、内容を審査委員会で審査後、地域福祉ボランティア活動助成金交付決定通知書(様式第2号。)または、地域福祉ボランティア活動事業助成金交付決定通知(様式第2号-2。)により、その旨を通知するものとする。

4 助成金の交付は、毎年6月末日までとする。

(助成金の使用期限)

第5条 助成金の交付を受けた者は、助成金の交付の対象となった項目または事業以外に助成金を支出してはならない。

(助成金の請求)

第6条 助成金の交付決定を受けた団体は、地域福祉ボランティア活動助成金交付請求書(様式第3号。)、または地域福祉ボランティア活動事業助成金交付請求書(様式第3号-2。)によりその旨を会長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第7条 会長は、前条の交付請求書に基づき助成金を交付するものとする。

(審査委員会の設置等)

第8条 助成金交付対象団体及び対象事業、助成金額等を公正に審査する。社協会長は、審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、毎年6月に委員会を開催する。

2 委員会は、次に掲げる審査基準に基づき、第4条の申請書及び、ヒアリング項目リスト等により、申請団体及び助成対象事業の適否並びに助成額を審査する。

(1) 市民の福祉の向上に効果があり、成果が広く市民に還元されること。

(2) 事業計画や予算が具体的で、実現可能であること。

(3) 会計処理及び資金の使途が適切であること。

(4) ボランティア活動の発展に寄与するものであること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が社会環境の動向等により定める基準を満たしていること。

- 3 委員会は、委員6人以内で組織し、次に掲げる者のうちから社協会長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有するもの
 - (2) 社協理事または評議員
 - (3) 和光市教育委員会
 - (4) 和光市市民活動推進課
 - (5) その他社協会長が認める者
- 4 委員の任期は2年とする。但し、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。
- 6 委員会には、委員長及び副委員長を置く。
- 7 委員長及び副委員長は、社協会長の指名によりこれを定める。
- 8 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 9 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 10 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 11 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の会議への出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(実績報告書の提出)

第9条 助成を受けた者は、助成年度終了後の翌年度の4月末日までに、速やかに地域福祉ボランティア活動助成金実績報告書(様式第4号。)、または地域福祉ボランティア活動事業助成金実績報告書(様式4号-2。))を社協会長に提出しなければならない。

(活動の休止等)

第10条 助成金の交付を受けた者で、団体等の活動を休止した場合は、活動休止後3ヶ月以内に地域福祉ボランティア活動助成金実績報告書(様式第4号。)、地域福祉ボランティア活動事業助成金実績報告書(様式4号-2。))を社協会長に提出しなければならない。ただし、社協会長が特に認める場合はこの限りでない。

- 2 当該年度の途中において活動を休止、又は中止する場合、事前に社協会長にその旨を届け出なければならない。
- 3 前項に該当する団体は、当該年度の助成金の全額、又は一部を社協会長に返還しなければならない。ただし、社協会長が特に認める場合はこの限りではない。

(委 任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(地域福祉ボランティア活動団体助成金交付要綱の廃止)

第2条 この要綱の施行をもって、地域福祉ボランティア活動団体助成金交付要綱を廃止する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（要綱第3条関係）

No.	対象区分	助成額及び対象経費
(1)	<p>ボランティアグループ</p> <p>①和光市ボランティアセンターに1年以上登録し、和光市内に活動の拠点を有し、地域住民を対象として地域福祉活動に1年以上の活動実績のあるボランティアグループとする。</p> <p>②和光市内に新規にボランティアグループを立ち上げる時及び発足して1年以内のボランティア活動を推進する目的のグループ、またはボランティアセンターの登録が1年未満のグループとする（新規グループ）。</p>	<p>(1) 3万円以内</p> <p>(2) 2万円以内</p> <p>社協の予算内の範囲とする。</p> <p>《対象経費》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旅費交通費 ○会場費 ○印刷製本費 ○食料費（事業用） ○消耗品費 ○保険料 ○講師謝金 ○その他社協会長が認める費用
(2)	<p>ボランティア連絡会</p> <p>①和光市ボランティアセンター及びボランティア団体間の連携を通じ、顔の見える関係作りと団体相互の親睦・交流を図ることにより、ボランティア活動の一層の発展と活性化、資質向上、協力体制の強化を図り、ネットワーク化の推進による地域福祉の増進に寄与することを目的とする組織とする。</p>	<p>15万円以内。</p> <p>社協の予算内の範囲とする。</p> <p>《対象経費》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旅費交通費 ○会場費 ○印刷製本費 ○食料費（事業用） ○消耗品費 ○保険料 ○講師謝金 ○その他社協会長が認める費用
(3)	<p>ボランティア推進に関する事業</p> <p>①和光市ボランティア連絡会に1年以上登録する団体が実施するボランティア活動等の質の向上を図り、広く市民を対象とする事業とする。</p> <p>(1) ボランティア活動等の普及及び啓発及び人材育成を行う事業</p> <p>(2) ボランティア・市民活動を振興するための学習及び研修事業</p> <p>(3) ボランティアグループ等によるモデル的な事業</p> <p>(4) ボランティア・市民活動での地域の基盤づくりのための福祉共育及び啓発事業</p> <p>(5) その他、社協会長が特に認める事業</p>	<p>1事業につき10万円以内。</p> <p>社協の予算内の範囲とする。</p> <p>《対象経費》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○旅費交通費 ○会場費 ○印刷製本費 ○食料費（事業用） ○消耗品費 ○保険料 ○講師謝金 ○その他社協会長が認める費用

※なお、対象区分 No. (1)及び No. (3)は、同一団体が重複で応募することができるものとする。

※講師謝金については団体構成員に対する謝金は除く。また、講師とは、一定の専門的技能・知識を有する方で、ボランティア活動振興につながる学習・研修の講師とする。